

17 陳情 第 41 号	(仮称)「下落合 4 丁目集合住宅」建築に関する陳情
付託委員会	環境建設委員会
受理及び付託 年 月 日	平成 17 年 10 月 11 日受理、平成 17 年 10 月 11 日付託
陳情者	新宿区下落合 _____ _____
<p>(要 旨)</p> <p>(仮称)「下落合 4 丁目集合住宅」建築に関して新日本建設株式会社・株式会社ソフトアイ(以下「建築主」)は、10 月末着工を表明し、近々建築確認を申請しようとしています。しかしながら住民への説明会は実質 1 回で、まだまだ不十分です。建築確認を申請する前に十分な説明を行うよう、新宿区は建築主に指導してください。</p> <p>(理 由)</p> <p>去る平成 17 年 8 月 30 日の説明会で、建築主は同 7 月の新宿区建築審査会への審査請求却下をうけて、建築確認の申請に移ることを明らかにするとともに、本年 10 月 30 日をもって着工準備の期日としたことを通知してきました。</p> <p>昨年末の新宿区議会で、二度にわたり、我々の陳情書が採択されたにもかかわらず、建築主と住民との話し合いでも、未だに殆どの既存樹木を伐採する計画が変更されておりません。</p> <p>新宿区建築審査会は目白御留山デュープレックス管理組合(以下「デュープレックス」)の審査請求を却下するにあたって、昨年 11 月に区が都安全条例による特例認可を建築主に与えた是非については全く言及していません。つまり安全上の諸問題は依然として未解決のまま放置されているという不透明、不明朗な状態にあります。</p> <p>そのためデュープレックスは 9 月 1 日、東京地方裁判所に新宿区を訴える訴状を提出しました。我々近隣住民もこれをつよく支持し、この裁判を徹頭徹尾注視せざるを得ません。</p> <p>建築確認を申請する前に住民へ十分な説明を行うよう、新宿区は建築主に指導して下さるよう陳情するものです。</p>	